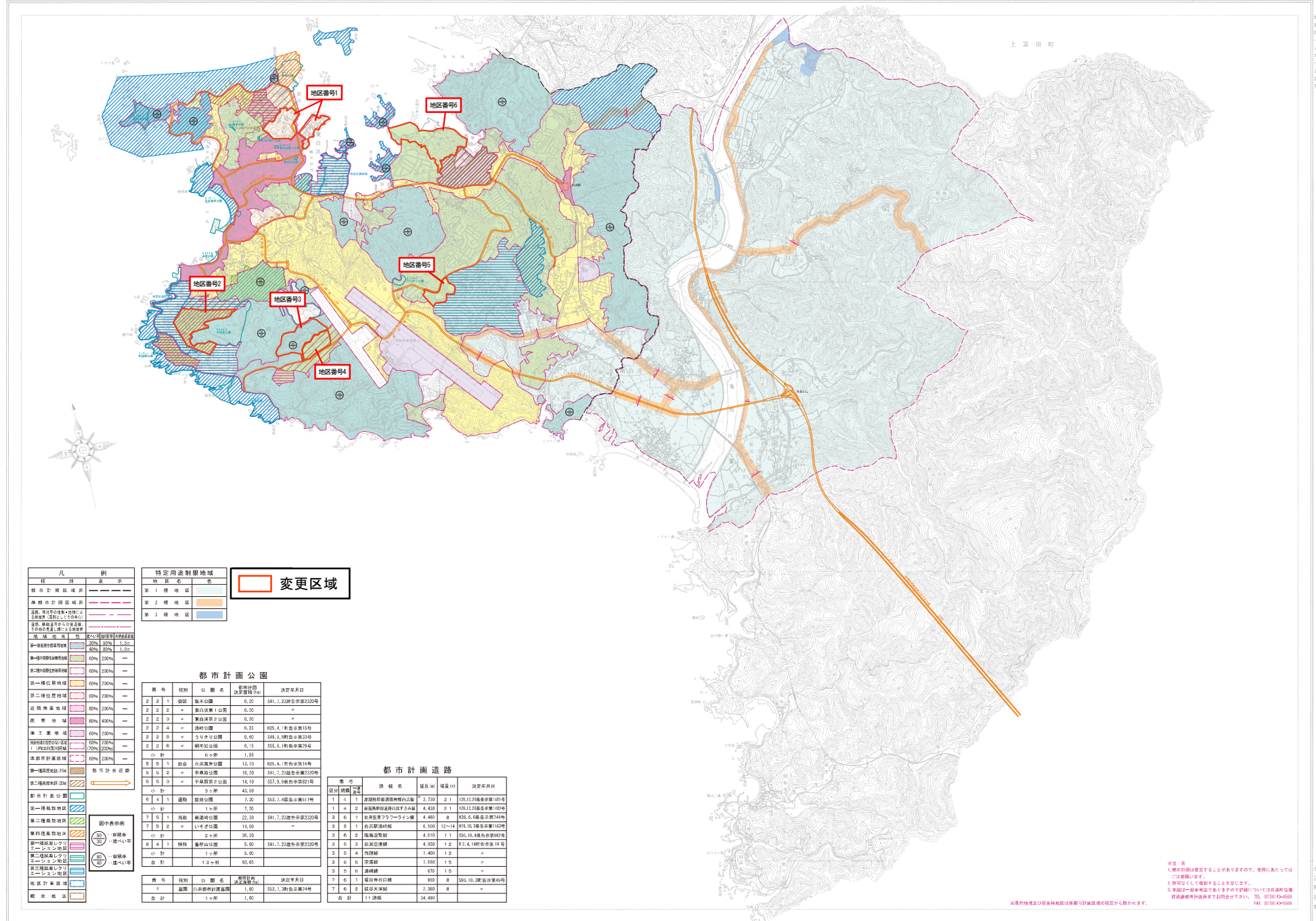


# 娯楽レクリエーション地区の変更検討箇所図 白浜都市計画・準都市計画総括図



凡	例
都市計画区域境界	---
準都市計画区域境界	---
第一種住宅地域	■
第二種住宅地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
工業地域	■
緑地	■
都市計画道路	—
第一種道路	—
第二種道路	—
第三種道路	—
第四種道路	—
第五種道路	—
第六種道路	—
第七種道路	—
第八種道路	—
第九種道路	—
第十種道路	—
第十一種道路	—
第十二種道路	—
第十三種道路	—
第十四種道路	—
第十五種道路	—
第十六種道路	—
第十七種道路	—
第十八種道路	—
第十九種道路	—
第二十種道路	—

特定用途制限地域	地区番号	色
第一種地区	1	■
第二種地区	2	■
第三種地区	3	■

変更区域

都市計画公園				
番号	種別	公園名	面積(㎡)	設置年月日
2-2-1	樹木	坂本公園	0.20	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
2-2-2	樹木	東白浜第1分園	0.20	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
2-2-3	樹木	東白浜第2分園	0.20	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
2-2-4	樹木	緑地公園	0.23	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
2-2-5	樹木	古早木公園	0.65	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
2-2-6	樹木	納降松公園	0.15	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
小計			1.53	
5-5-1	総合	白浜海岸公園	12.10	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
5-5-2	児童遊園	坂本公園	16.20	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
5-5-3	児童遊園	東白浜公園	14.10	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
小計			42.50	
6-4-1	運動	緑地公園	7.30	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
小計			7.30	
7-5-1	緑地	南浜地公園	22.30	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
7-5-2	樹木	いせ公園	14.00	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
小計			36.30	
8-4-1	緑地	緑地公園	5.00	昭41.7.25(昭和26年12月20日)
小計			5.00	
小計			93.65	

都市計画道路				
番号	種別	道路名	延長(m)	幅員(m)
1-1-1	主要幹線	東白浜幹線	3,730	21
1-1-2	主要幹線	東白浜幹線	4,430	21
3-0-1	主要幹線	東白浜幹線	4,480	8
3-0-2	主要幹線	東白浜幹線	6,500	12~14
3-0-3	主要幹線	東白浜幹線	4,010	11
3-0-4	主要幹線	東白浜幹線	4,950	12
3-0-5	主要幹線	東白浜幹線	1,400	12
3-0-6	主要幹線	東白浜幹線	1,030	15
3-0-7	主要幹線	東白浜幹線	670	15
3-0-8	主要幹線	東白浜幹線	900	8
3-0-9	主要幹線	東白浜幹線	2,300	8
小計			34,490	

1. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 2. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 3. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 4. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 5. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 6. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 7. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 8. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 9. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。  
 10. 都市計画道路は、道路法に基づき、建設費の全部または大部分を国庫補助金等から支拂するものとする。